

長時間労働による過労死・過労自殺の根絶を求める意見書

近年、我が国においては過労死や過労自殺が多発し、前途ある若者がその尊い命を落とすなど、大きな社会問題となっている。過労死等は、本人はもとより、その遺族や家族のみならず社会にとっても極めて大きな損失である。

このことから、国では平成26年に過労死対策を国の責務とした「過労死等防止対策推進法」を制定し、過労死等に関する調査研究や相談体制の整備等の対策を進めてきたところではあるが、依然として過労に起因する自殺が相次いで発覚しており、喫緊の対策強化が求められている。

こうした中、厚生労働省では平成28年12月に「過労死等ゼロ緊急対策」を決定、また政府に設置されている働き方改革実現会議では平成29年3月に「働き方改革実行計画」を取りまとめ、時間外労働の罰則付き上限規制等が盛り込まれたところである。

よって、国においては労働基準法をはじめとする関連法案の整備を早急に進めるとともに、長時間労働の是正については、企業等に対し実効力のある強力な監督指導を行い、過労死等の根絶を図るよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月19日

様

和歌山県議会議長 尾崎 太郎

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

働き方改革担当大臣